

静岡県監査委員告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年8月16日

静岡県監査委員 渡邊 芳文
静岡県監査委員 山下 和俊
静岡県監査委員 良知 淳行
静岡県監査委員 阿部 卓也

監査対象機関	監査結果報告年月日
賀茂健康福祉センター〔賀茂保健所、賀茂児童相談所、賀茂知的障害者更生相談所〕	令和6年3月27日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件名	継続的資金前渡に係る立替払（同種事案の発生）
3 内容	賀茂健康福祉センターは、令和5年度の継続的資金前渡について、5月22日から10月26日までの間、5件の立替払をした。 このうち、4件の有料道路通行料及び有料駐車場代の支払いは、継続的資金前渡の現金残高を超えて支出していた。 この件については、賀茂出納室による例月指導検査で繰り返し「注意事項」が発出され、再三に渡り是正が求められていたが、全く改善に結びつかなかった。
【措置の内容】	
①事案発生の経緯	
・5月に発生した1件は、児童相談所の事案で、資金前渡の精算は5日以内に行わなければならないところ、5日を超過した後に、相談課（児童相談所）職員から領収書が提示され、精算を行ったものです。	
・8月に発生した3件のうち、2件については、児童相談所の事案で、同日に2件の緊急対応が発生し、いずれも早朝であったためETCスルーカード及び修善寺道路の回数券（事務所金庫に保管）を持たずに出勤し、職員が通行料等の立替え払いをしたものです。また、他の1件は、前述の2件の立て替え払いの精算を行った後、小口現金を補充する間に同様の緊急対応事案が発生し、所属が保管する現金残高が不足していたこと及び保有するETCスルーカードは別件で使用であったことにより、職員が立替え払いを行ったものです。	
・10月に発生した1件は、児童相談所の事案で、横浜市内の訪問先近くの駐車場を使用しまし	

たが、対応が長引き駐車料金の額が準備していた手持ちの現金の額を上回ったことにより、当該上回った額を職員が立替え払いを行ったものです。

②事案発生の原因

- ・会計事務に携わったことのない職員が多く、基本的な会計知識が不足していたため、継続的資金前渡制度についての理解が不十分でした。また、これらの職員の制度への理解を所属として支援する体制も、充分ではありませんでした。
- ・当時はETCスルーカードを所属として2枚しか保有しておらず、複数事案が同時に発生する場合を想定した備えとして不十分でした。
- ・令和5年度は、所属が保管する小口現金として、令和4年度までと同額である3万円（使用料、扶助費、需用費それぞれ1万円）を用意していました。令和4年度まで、支出額が年間1万円を超えたことは一度もなかったため、現金残高不足になる可能性を想定しておらず、結果的に、複数の緊急事案が同時に発生する場合を想定した備えとしては、不十分なものでした。

③改善措置

- ・令和5年度の所内課長会議において会計研修を複数回実施し、リレー方式で所属内の全職員に周知することで、基本的な会計知識の底上げを図りました。また、年度が変わった令和6年4月1日の臨時所内課長会議においては、「継続的資金前渡」にテーマを絞った会計研修を行い現金払はやむを得ない場合に限られる例外的な支払方法であること、立替え払いと継続的資金前渡の違い、現金払については毎月支払計算書を作成していることの周知・徹底を図りました。
- ・また、令和5年度中にETCスルーカードの枚数を2枚から5枚に増やすとともに、令和6年3月からは緊急対応を行う福祉課長と相談課長がカードを1枚ずつ分散して管理する形に改めることで、休日夜間等にもETCスルーカードを円滑に持ち出せるよう改善を図りました。
- ・令和6年度からは、令和5年3月の出納局長通達改正通知に基づき、所属が保有する現金の額を3万円から7万円に増額し、複数の緊急事案が同時に発生した場合の対応に備えました。

④今後の防止策

- ・今後も所内職員に対する会計研修を継続し、会計ルールの認識不足に起因する再発を防止します。また、予算科目（使用料、扶助費、需用費）ごとに現金残高が1万5千円を下回った時点で補充を行うこととし、現金不足による立替え払いを発生させることがないように取り組みます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡土木事務所	令和6年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 個人情報流出（同種事案の発生）</p> <p>3 内 容 静岡土木事務所は、宅地建物取引業者免許証を交付する際に、交付書類に誤って別の宅建業者の「宅地建物取引業に従事する者の変更届出書」と「従業者名簿」を混在させた結果、当該別の宅建業者に係る従業者等11名分の氏名、住所、生年月日の個人情報を流出させた。</p> <p>同所には、前回の監査で同種の事案に対し再発防止を求めたところであるが、これが改善に結びついていなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 事案発生の原因</p> <p>今回の事案は、宅地建物取引業者免許証の書類の管理及び交付を担当者に一任していたため、誤った書類が混在していることに気づかず交付してしまったものです。</p> <p>2 改善措置</p> <p>誤交付先の宅地建物取引業者から誤った書類が混在しているとの連絡を受け、ただちに謝罪した上で、誤った書類を回収しました。情報漏洩された宅地建物取引業者へは、速やかに謝罪及び経緯の説明を行いました。</p> <p>3 再発防止策</p> <p>令和4年度に、県営住宅入居者への納入通知書の誤発送による個人情報の流出があったため、封入・封かん作業時に複数人によるダブルチェックを行うなどの再発防止策を実施しましたが、宅地建物取引業者免許証交付書類（免許証及び交付申請書の副本）を窓口で手交する前の複数職員による確認を徹底していませんでした。</p> <p>本事案発生後は、あらためて個人情報の流出リスクがある業務を洗い出し、課内会議で情報共有することで、複数職員による確認を確実に行うよう徹底しました。</p> <p>特に、宅地建物取引業者免許証交付書類については、複数職員による確認が確実に行われていることを担当者以外でも確認できるよう、一連の書類をクリアファイルでまとめる際に、複数職員により確認されたことが記録されたチェックシートを添付することとし、窓口で手交する際にももう一度確認を行い、チェック欄に記名することとしました。</p> <p>今後も、これらの取組を継続していき、定期的に課内会議で確認方法の再周知を行うことで、個人情報の適切な管理についての意識を高めます。所内においても、所内会議やコンプライアンス意見交換会等で個人情報流出の再発防止について周知しました。引き続き、同様の対策を継続し、再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
県立美術館	令和6年3月27日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 郵券類の不適切な管理 3 内 容 県立美術館は、令和5年11月以降、郵券類受払簿を記入せず、郵券類の管理を怠った。	
【措置の内容】 本件は、職員の金券類（郵券）取扱いに対する認識が不足していたことが原因で、適切な管理を怠っていたものです。指摘を受け、直ちに発送簿をもとに令和5年11月以降の郵券類受払簿を記入し、残高及び郵券受払簿の記帳確認を物品取締員である企画総務課長が行いました。 また、令和6年2月の全職員が出席する定例会では、職員に対して再発防止に向け注意喚起を行いました。 今後は、受入れ・払出しの際に現物の確認、残高及び郵券受払簿への記帳確認を企画総務課長が必ず行います。また、郵券類受払簿については定期的に供覧するとともに、月に1度開催される定例会においては、定期的に職員に対して適切な金券類の取扱いについて周知徹底を図り、再発防止に努めます。	